

議第35号

檀原市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について

檀原市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(檀原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 檀原市固定資産評価審査委員会条例(昭和31年檀原市条例第13号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略) <u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u> 5 (略) 6 (略) (審査申出人の口頭による意見陳述) 第7条 (略) 2 (略) 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書	(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 (略) 5 (略) (審査申出人の口頭による意見陳述) 第7条 (略) 2 (略) 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

改正前	改正後
<p><u>記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名、押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員及び調書を作成した書記が、これに署名、押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和31年檀原市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の職員の面前で別記様式による宣誓書を朗読し、かつ、これに署名押印しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体し、全体の奉仕者として公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>	<p>(服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を<u>提出しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体し、全体の奉仕者として公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>

(檀原市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 檀原市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和42年檀原市条例第25号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(宣誓)</p> <p>第2条 新たに委員となった者は、<u>市長の面前において別記様式による宣誓書に署名しなければならない。</u></p> <p>別記様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>	<p>(宣誓)</p> <p>第2条 新たに委員となった者は、<u>別記様式による宣誓書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>別記様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 書面への押印規定を廃止する政令の施行等に伴い、同様の手続に係る押印を不要とするため、所要の改正を行うもの

議第36号

檜原市税条例の一部改正について

檜原市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日提出

檜原市長 亀田 忠彦

檜原市税条例の一部を改正する条例

檜原市税条例（昭和31年檜原市条例第32号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前	改正後
<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が315,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に189,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が315,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族<u>（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に189,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>
<p>（個人の均等割の税率の軽減）</p> <p>第32条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、前条第1項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。ただし、第2号に掲げる者に該当する納税義務者にあつては、同号の規定により計算した減額すべき額が1,300円を超える場合には、1,300円とする。</p>	<p>（個人の均等割の税率の軽減）</p> <p>第32条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、前条第1項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。ただし、第2号に掲げる者に該当する納税義務者にあつては、同号の規定により計算した減額すべき額が1,300円を超える場合には、1,300円とする。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 700円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（当該納税義務者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>	<p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 <u>（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）</u> 700円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>所得税法第78条第2項第2号に掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）及び第3号に掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（当該納税義務者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>

改正前	改正後
<p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（<u>控除対象扶養親族を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。ただし、第4号、第6号及び第7号に掲げるものが収益事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。ただし、第4号、第6号及び第7号に掲げるものが収益事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地方自治法<u>（昭和22年法律第67号）</u>第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p>

改正前	改正後
<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条の5 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第24条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第3条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条の5 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第24条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>9・10 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 檀原市税条例第34条の7第1項第3号の改正規定及び同条例附則第3条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 檀原市税条例第25条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第2条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 附則第3条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (4) 檀原市税条例附則第7条の2第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の檀原市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項第3号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の檀原市税条例第34条の7第1項第3号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第7条の2第10項の規定は、令和3年4月1日以後に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

理由 地方税法等の一部改正により、個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し、生産性革命の実現に向けた固定資産税に係る特例措置の延長等の措置を行うため、所要の改正を行うもの

議第37号

檀原市まちなみ交流センター条例の一部改正について

檀原市まちなみ交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市まちなみ交流センター条例の一部を改正する条例

檀原市まちなみ交流センター条例（平成6年檀原市条例第25号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>（設置）</u></p> <p>第1条 <u>市民の文化、教養の向上を図るとともに、伝統的建造物群に対する理解を深め、ふれあいと豊かな地域社会づくりに寄与するため、まちなみ交流センター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 今井にぎわい拠点施設（第3条～第19条）</u></p> <p><u>第3章 今井町内公共施設（第20条～第23条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第24条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、市のにぎわいを創出するための拠点施設及び市民の文化、教養の向上を図り伝統的建造物群に対する理解を深めるための施設として、檀原市まちなみ交流センター（以下「まちなみ交流センター」という。）を設置し、もって市民と観光客及び市民相互の交流を図り、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。</u></p> <p><u>（構成）</u></p>

改 正 前	改 正 後																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今井まちなみ交流センター</td> <td>橿原市今井町2丁目3番5号</td> </tr> <tr> <td>今井まちづくりセンター</td> <td>橿原市今井町3丁目8番8号</td> </tr> <tr> <td>今井まちや館</td> <td>橿原市今井町3丁目1番22号</td> </tr> <tr> <td>今井まちや館別館</td> <td>橿原市今井町3丁目1番23号</td> </tr> <tr> <td>今井まちなみ広場</td> <td>橿原市今井町2丁目82番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(管理)</u></p> <p>第3条 <u>センター</u>は、橿原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、これを管理する。</p>	名称	位置	今井まちなみ交流センター	橿原市今井町2丁目3番5号	今井まちづくりセンター	橿原市今井町3丁目8番8号	今井まちや館	橿原市今井町3丁目1番22号	今井まちや館別館	橿原市今井町3丁目1番23号	今井まちなみ広場	橿原市今井町2丁目82番地の1	<p>第2条 <u>まちなみ交流センター</u>は、今井にぎわい拠点施設及び今井町内公共施設をもって構成する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 <u>今井にぎわい拠点施設</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p>第3条 <u>市の豊かな歴史文化遺産その他魅力ある観光資源に関する情報を広く発信し、市の観光振興及び地域の活性化に資するため、今井にぎわい拠点施設を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第4条 <u>今井にぎわい拠点施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今井まちなみ交流センター</td> <td>橿原市今井町2丁目3番5号</td> </tr> <tr> <td>今井まちなみ広場</td> <td>橿原市今井町2丁目82番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(管理)</u></p> <p>第5条 <u>今井にぎわい拠点施設</u>は、市長が管理する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(休館日等)</u></p> <p>第6条 <u>今井にぎわい拠点施設</u>の休館日及び開館時間は、規則で定める。</p>	名称	位置	今井まちなみ交流センター	橿原市今井町2丁目3番5号	今井まちなみ広場	橿原市今井町2丁目82番地の1
名称	位置																		
今井まちなみ交流センター	橿原市今井町2丁目3番5号																		
今井まちづくりセンター	橿原市今井町3丁目8番8号																		
今井まちや館	橿原市今井町3丁目1番22号																		
今井まちや館別館	橿原市今井町3丁目1番23号																		
今井まちなみ広場	橿原市今井町2丁目82番地の1																		
名称	位置																		
今井まちなみ交流センター	橿原市今井町2丁目3番5号																		
今井まちなみ広場	橿原市今井町2丁目82番地の1																		

改正前	改正後
<p>(使用の許可)</p> <p><u>第4条</u> センターの別表第1又は別表第2に掲げる施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第5条</u> <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>施設</u>の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>施設使用の許可</u>の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、<u>教育委員会</u>は、賠償の責めを負わない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>教育委員会</u>の指示に従わないとき。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p><u>第7条</u> <u>今井にぎわい拠点施設</u>の別表第1に掲げる施設（以下「有料施設」という。）を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。<u>許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。</u></p> <p>2 <u>市長</u>は、<u>有料施設</u>の管理運営上必要があると認めるときは、<u>前項の許可に条件を付すことができる。</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第8条</u> <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>有料施設</u>の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>有料施設の使用の許可</u>の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、<u>市長</u>は、賠償の責めを負わない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>市長</u>の指示に従わないとき。</p> <p><u>(入館の制限)</u></p> <p><u>第9条</u> <u>今井にぎわい拠点施設</u>においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p><u>(1) 施設等を損傷し、又は汚損すること。</u></p> <p><u>(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品を携帯すること。</u></p> <p><u>(3) 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害</u></p>

改正前	改正後
<p>(施設使用料)</p> <p>第6条 施設使用の許可を受けた者は、別表第1又は別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(今井まちなみ広場の駐車場)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる車両の1日における1回の駐車時間(当該駐車時間に午前0時から<u>教育委員会</u>が規則で定める入出場することができる時間の始期までの間を含めない。)が2時間以下となる場合の使用料は、次の各号に掲げる駐車時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 駐車場の管理に関しては、<u>橿原市駐車場条例</u>(昭和57年<u>橿原市条例</u>第13号)第7</p>	<p><u>者補助犬及び市長が特に認める動物類を除く。)</u>を携帯すること。</p> <p><u>(4) 所定の場所以外で飲食すること。</u></p> <p><u>(5) 敷地内で喫煙し、その他火気を使用すること。</u></p> <p><u>(6) 許可を受けないで物品の販売、展示その他営利行為をすること。</u></p> <p><u>(7) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、管理に支障がある行為をすること。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定に違反し、又は違反する行為をしようとした者について、入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又はその他の必要な措置を取ることができる。</u></p> <p>(施設使用料)</p> <p>第10条 <u>有料施設の使用の許可を受けた者は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(今井まちなみ広場の駐車場)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる車両の1日における1回の駐車時間(当該駐車時間に午前0時から<u>市長</u>が規則で定める入出場することができる時間の始期までの間を含めない。)が2時間以下となる場合の使用料は、次の各号に掲げる駐車時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 駐車場の管理に関しては、<u>橿原市駐車場条例</u>(昭和57年<u>橿原市条例</u>第13号)第7</p>

改正前	改正後
<p>条から第11条までの規定を準用する。<u>この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、<u>第6条第1項並びに前条第2項及び第3項に規定する使用料</u> (次条において単に「使用料」という。)を減免することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>条から第11条までの規定を準用する。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、<u>今井にぎわい拠点施設の使用料</u> (以下この章において単に「使用料」という。)を減免することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第14条 市長は、<u>今井にぎわい拠点施設の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者</u> (以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p><u>(指定管理者の業務の範囲)</u></p> <p>第15条 <u>指定管理者の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>使用の許可その他の今井にぎわい拠点施設の運営に関すること。</u></p> <p>(2) <u>施設等の維持管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認めること。</u></p> <p><u>(自主事業)</u></p> <p>第16条 <u>指定管理者は、今井にぎわい拠点施設の設置の目的の範囲内で自主事業を営むことができる。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p>第17条 <u>指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに橿原市公の施設にお</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p><u>ける指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年檀原市条例第14号）の定めるところに従い、適正に今井にぎわい拠点施設の管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>（利用料金）</u></p> <p><u>第18条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、今井にぎわい拠点施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。</u></p> <p><u>2 今井にぎわい拠点施設を使用する者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 利用料金は、使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p><u>4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を減免し、及び還付することができる。</u></p> <p><u>（指定管理者に関する読替え）</u></p> <p><u>第19条 第14条の規定により、今井にぎわい拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第7条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。</u></p> <p><u>第3章 今井町内公共施設</u></p> <p><u>（設置）</u></p> <p><u>第20条 市民の文化、教養の向上を図るとともに、伝統的建造物群に対する理解を深め、ふれあいと豊かな地域社会づくりに寄与するため、今井町内公共施設を設置する。</u></p> <p><u>（名称及び位置）</u></p> <p><u>第21条 今井町内公共施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p>

改正前	改正後								
<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会が別に定める。</u></p> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <p>(略)</p>	<table border="1" data-bbox="1200 201 2125 544"> <thead> <tr> <th data-bbox="1200 201 1659 288">名称</th> <th data-bbox="1659 201 2125 288">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1200 288 1659 376">今井まちづくりセンター</td> <td data-bbox="1659 288 2125 376">橿原市今井町3丁目8番8号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 376 1659 464">今井まちや館</td> <td data-bbox="1659 376 2125 464">橿原市今井町3丁目1番22号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 464 1659 544">今井まちや館別館</td> <td data-bbox="1659 464 2125 544">橿原市今井町3丁目1番23号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理)</p> <p>第22条 <u>今井町内公共施設は、橿原市教育委員会が、これを管理する。</u></p> <p>(準用規定)</p> <p>第23条 <u>第6条から第10条まで、第12条及び第13条の規定は、今井町内公共施設について準用する。この場合において、これらの規定中「今井にぎわい拠点施設」とあるのは、「今井町内公共施設」と、「別表第1」とあるのは「別表第1又は別表第2」と、第7条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「橿原市教育委員会」と読み替える。</u></p> <p>第4章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。</p> <p>別表第1 (第7条、第10条、第23条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第2 (第7条、第10条、第23条関係)</p> <p>(略)</p>	名称	位置	今井まちづくりセンター	橿原市今井町3丁目8番8号	今井まちや館	橿原市今井町3丁目1番22号	今井まちや館別館	橿原市今井町3丁目1番23号
名称	位置								
今井まちづくりセンター	橿原市今井町3丁目8番8号								
今井まちや館	橿原市今井町3丁目1番22号								
今井まちや館別館	橿原市今井町3丁目1番23号								

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に、この条例による改正前の橿原市まちなみ交流センター条例及び次条の規定によりなされた行為又は手続は、この条例による改正後の橿原市まちなみ交流センター条例（以下「新条例」という。）の相当する規定によりなされた行為又は手続とみなす。

(準備行為)

第3条 新条例の規定の施行に際し必要な手続その他の準備行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

理由 まちなみ交流センターの一部について、にぎわい創出の拠点施設として活用するとともに、指定管理者による管理運営を可能とするため、所要の改正を行うもの

議第38号

檀原市介護保険条例の一部改正について

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例

檀原市介護保険条例（平成12年檀原市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前	改正後
附 則 (保険料の減免の特例) 第3条 (略) 2 前項の減免の対象となる保険料は、 <u>令和元年度分及び令和2年度分</u> の保険料であつて、 <u>令和2年2月1日から令和3年3月31日</u> までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）があるものとする。	附 則 (保険料の減免の特例) 第3条 (略) 2 前項の減免の対象となる保険料は、 <u>令和2年度分及び令和3年度分</u> の保険料であつて、 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u> までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）があるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免措置を延長するため、所要の改正を行うもの

議第39号

檀原市新沢千塚公園拠点施設条例の一部改正について

檀原市新沢千塚公園拠点施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市新沢千塚公園拠点施設条例の一部を改正する条例

檀原市新沢千塚公園拠点施設条例（平成27年檀原市条例第39号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前	改正後
	<p><u>（指定管理者の業務の範囲）</u></p> <p>第13条 <u>指定管理者の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 使用の許可その他の拠点施設の運営に関すること。</u></p> <p><u>（2） 施設等の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>（3） その他市長が必要と認めること。</u></p> <p><u>（自主事業）</u></p> <p>第14条 <u>指定管理者は、拠点施設の設置の目的の範囲内で自主事業を営むことができる。</u></p> <p><u>（指定管理者が行う管理の基準）</u></p> <p>第15条 <u>指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに檀原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年檀原市条例第14号）の定めるところに従い、適正に拠点施設の管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>（開館時間及び休館日の変更）</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>第13条 (略)</p>	<p>第16条 <u>第3条及び第4条の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。</u> <u>(利用料金)</u></p> <p>第17条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、拠点施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 <u>使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>利用料金は、使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>4 <u>指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を減免し、及び還付することができる。</u> <u>(指定管理者に関する読替え)</u></p> <p>第18条 <u>第12条の規定により、拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第5条、第6条及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。</u></p> <p>第19条 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 橿原市新沢千塚公園拠点施設について、指定管理者による管理運営を可能とするため、所要の改正を行うもの

議第40号

檀原市営住宅条例の一部改正について

檀原市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市営住宅条例の一部を改正する条例

檀原市営住宅条例（平成9年檀原市条例第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（使用の手続）</p> <p>第60条 第58条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から14日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならないものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 第63条に定める保証金を納付すること。</p> <p>2～5 略</p> <p>（使用料）</p> <p>第61条 駐車場の使用料は、<u>近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が別に定めるものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の規定にかかわらず</u>特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p>	<p>（使用の手続）</p> <p>第60条 第58条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から14日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならないものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 第63条に定める保証金を納付すること<u>（徴収する場合に限る。）</u>。</p> <p>2～5 略</p> <p>（使用料）</p> <p>第61条 駐車場の使用料は、<u>1区画につき毎月2,200円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。</u></p> <p>2 <u>新たに駐車場を使用した場合又は駐車場を返還した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算による。</u></p> <p>3 市長は、<u>前2項の規定にかかわらず</u>特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p>

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

理由 市営住宅における駐車場の適正管理の一環として、市営住宅の駐車場使用料の額、日割り計算に関する規定を定める等、所要の改正を行うもの

議第41号

檀原市改良住宅条例及び檀原市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

檀原市改良住宅条例及び檀原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市改良住宅条例及び檀原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

(檀原市改良住宅条例の一部改正)

第1条 檀原市改良住宅条例(平成9年檀原市条例第15号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前	改正後
(家賃) 第5条 改良住宅の家賃(小規模改良住宅に入居する者及び前条第2項の規定による公募により入居する者(以下「小規模改良住宅入居者等」という。))に係る改良住宅の家賃を除く。)は、改良住宅管理要領(昭和54年5月11日付け建設省住整発第6号)第4に規定する算出方法により算出した額の範囲内において、市長が定める。	(家賃) 第5条 改良住宅の家賃(小規模改良住宅に入居する者及び前条第2項の規定の例により入居する者(以下「小規模改良住宅入居者等」という。))に係る改良住宅の家賃を除く。)は、改良住宅管理要領(昭和54年5月11日付け建設省住整発第6号)第4に規定する算出方法により算出した額の範囲内において、市長が定める。 <u>(敷地の目的外使用)</u> 第9条 市長は、改良住宅の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。 <u>(目的外使用の対象者)</u> 第10条 前条の規定により改良住宅の用途に供される土地の一部を駐車場として使用することができるものは、当該土地に所在する改良住宅の入居者とする。 <u>(目的外使用料)</u>

改 正 前	改 正 後
<p>(委任) 第9条 (略) 別表 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p><u>第11条 前条の規定による駐車場の使用料については、市営住宅条例第61条の規定を準用する。</u> <u>(駐車場の設置)</u></p> <p><u>第12条 第10条に定めるもののほか、市長は、改良住宅の入居者の利用に供するために駐車場を設置することができる。</u> <u>(設置した駐車場の管理)</u></p> <p><u>第13条 前条の規定により設置した駐車場の管理については、市営住宅条例第56条から第65条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅の入居者」とあるのは「改良住宅の入居者」と読み替えるものとする。</u> (委任) 第14条 (略) 別表 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

(檀原市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市個人番号の利用に関する条例（平成27年檀原市条例第35号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後				
<p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">機関</td> <td style="text-align: center;">事務</td> </tr> </table>	機関	事務	<p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">機関</td> <td style="text-align: center;">事務</td> </tr> </table>	機関	事務
機関	事務				
機関	事務				

改正前			改正後		
(略)			(略)		
13 市長	榎原市改良住宅条例による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの		13 市長	榎原市改良住宅条例による改良住宅の管理、駐車場の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)			(略)		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
24 市長	榎原市改良住宅条例による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの	24 市長	榎原市改良住宅条例による改良住宅の管理、駐車場の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報</u> 又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例による改正後の橿原市改良住宅条例及び橿原市個人番号の利用に関する条例の規定の施行に際し必要な手続その他の準備行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

理由 改良住宅における駐車場の適正管理の一環として、改良住宅入居者から駐車場使用料を徴収するため、所要の改正を行うもの